

令和2年度湘南高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立湘南高等学校

湘南高等学校は、次のとおり不祥事の発生をゼロにすることを目的として、令和2年度不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

湘南高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

毎月、次にあげる①～④を主たる内容として事故・不祥事防止に関する研修会または会議を実施する。

① 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

ア 目標 法令遵守意識を向上させて、勤務時間の内外を問わず、県民からの信頼を損なうことがないように、自らを律して行動する。

イ 行動計画

- i 「神奈川県職員行動指針」に基づいて行動する。
- ii 職員啓発資料を配付するとともに、所属職員全員（各課程）を対象にした事故防止会議で意識啓発を図る。

② 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標 人権意識を磨き、良好な職場環境の維持・確保に努め、ハラスメントをする職員を0にする。

イ 行動計画

- i 職員啓発資料を配付するとともに、所属職員全員（各課程）を対象にした事故防止会議で意識啓発を図るとともに、未然防止に全職員で取り組む。

③ 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標 職員一人ひとりが人権意識を磨き、絶対に当該行為を起こさない。

イ 行動計画

- i 全職員・全生徒・教育実習生等に対して、相談体制を整備し、情報を広く、早く得られるようにして、迅速かつ組織的に不祥事を未然に防ぎ、根絶する。
- ii 職員啓発資料を配付するとともに、所属職員全員（各課程）を対象にした事故防止会議及び、年代別研修で意識啓発を図る。

④ 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標 常に相手の立場や人権に配慮した言動に努め、絶対に当該行為を起こさない。

イ 行動計画

- i 職員啓発資料を配付し、所属職員全員（各課程）を対象にした事故防止会議を開催し、意識啓発を図る。
- ii 生徒が気軽に相談しやすいように、相談窓口を設け、広報する。

⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標 全員が当事者意識を持って業務にあたり、盤石な体制で臨むことによっ

て事故を未然に防ぐ。

イ 行動計画

- i マニュアルを読み込んで、全体の流れを全員が理解して業務に携わる。
- ii 複数による点検及び情報共有を確実に行う。

⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標 個人情報の漏洩及び紛失を未然に防ぐ。

イ 行動計画

- i 成績処理、調査書作成、進路指導、奨学金等の各種業務において生徒の個人情報管理に十分配慮して業務を遂行する。
- ii 個人情報を持ち出す場合は、「個人情報持出許可願」により許可を得て、持ち出すことや、情報セキュリティに関する意識を高める。

⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標 交通法規の遵守を徹底し、交通事故、酒酔い・酒気帯び運転の根絶を図る。

イ 行動計画

- i 職員啓発資料を配付し、所属職員全員（各課程）を対象にした事故防止会議を開催し、啓発を図る。
- ii 職員相互に注意し合える良好な関係を保つ

⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標 教育公務員としての高い倫理観を持ち、組織として計画的かつ適正に業務を執行する。

イ 行動計画

- i 教育活動に係るすべての業務について、情報共有を図り、相互チェック体制を整え、事故防止に努め、適正に業務を遂行する。

⑨ 財務事務等の適正執行

ア 目標 私費会計基準に則して適正に会計処理を行う。

イ 行動計画

- i 私費会計を理解するための研修を実施する。
- ii 財務事務調査の指摘事項を共有化して、改善を図る。

3 検証及び評価

(1)中間検証

設定した目標に沿って行動計画を実施し、毎年10月下旬までに中間検証を実施する。達成度が低い項目については、対応策を検討し、12月までに補完措置を講じる。また、各目標の達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合には、再度行動計画を設定し直す。

(2)最終検証

2に規定する行動計画について、毎年3月上旬までに年間を通じた目標達成状況を検証するとともに、ヒヤリ・ハット事例が生じた場合には原因分析を必ず行い、再発防止のための防止対策を検討する。また、最終検証に基づき、次年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

検証結果については、本校ホームページ上で公表する。